

平成 25 年 3 月 18 日（月曜日）

平成 25 年度予算審査特別委員会会議録

（第 3 日目）

平成25年度当初予算審査特別委員会会議録第3号

平成25年3月18日（月曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（12名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	佐藤宣明君	
	佐藤宣明君	千葉伸孝君
	千葉伸孝君	高橋兼次君
	阿部建君	山内昇一君
	山内孝樹君	星喜美男君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	鈴木春光君	三浦清人君
	西條栄福君	

欠席委員（1名）

及川均君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者 兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
復興企画課長	三浦清隆君
復興事業推進課長	及川明君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤孝志君

町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原みよし君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山孝明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤知樹君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤勝助君
事務局長	阿部敏克君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤徳憲君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	高橋一清君
------	-------

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
------	------

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） こんにちは。きょうは諸般の事情で午後からの開会となりましたが、委員皆様には慎重な中にも活発なる質疑を期待しております。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席委員、及川 均委員、遅刻委員、鈴木春光委員となっております。

15日に引き続き、議案第36号平成25年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

歳出に対する細部説明及び質疑が途中でありますので、続行いたします。

なお、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

3款民生費、57ページから75ページまでの担当課長による細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 先日、課長のいろいろ説明があったんですが、私余り早くてメモする機会がありませんでしたので、とんでもない質問するかもしれません。ひとつよろしくお願ひいたします。

1点目は61ページ、60ページ・61ページですかね、障害者福祉のところから前年比から見ますとかなりの金額がふえてるというか、増額なってるんですが、これはどうしてか、その辺ちょっとお願ひいたします。

それから63ページ、この地域包括支援センターの予算も1,500万ほどふえてるんですが、これは65ページの被災者支援費をこちらに回したと、そういう説明でしたよね。で、そこで伺いたんですが、かなりの今包括支援センターで行う行事っていうか、仕事量がかなりふえてると思うんですけれども、人数、これは同じなのかどうか。働く人の数です。職員の数です。

それから、3点目は67ページですけれども、上段の8節ですね、8節の中に報償費、要保護児童対策地域協議会謝礼というのがあります。これはどういうものか説明お願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目です。61ページのいわゆる障害者福祉費増額なってる分はどういうことかというようなことですが、まず1点はですね、先般お話をいたしました、自立支援法が改正なりまして総合支援法等が施行になりました。その関係で難病等の方々が今回この分に割増になってくるというようなことで、実際にはサービスの

利用者がその分ふえるというようなふうに見込みました。ですから、その分がふえるというようなことでございます。ですから、具体的には障害者の福祉サービス費で約1,500万ほどふえるんじゃないかと。それから医療費助成の分ですね、その分もふえてくるだろうというようなことが予想されます。その分を増というようなふうに見込んでおります。

2点目の包括支援センターというようなことでございますが、先ほど委員申し上げましたとおり、今まで被災者支援で予算計上しておりました、いわゆるここにあります63ページの下段ですね、例えば地域生き生き支援体制づくり事業というようなこと、これはいわゆる生活不活発病の対策というようなことで生活機能調査等実施しております。その分がこちらのほうに今度変わったというようなことでございます。

職員の数については、今のところ昨年度と同様というようなことを想定しております。

それから、3点目の67ページでございます。要保護児童対策地域協議会というようなことで、言葉のとおりなんです、要保護児童対策協議会、つまり例えばDVですとかそういった形の子供たちの対策として、その協議会を当課で設けております。その中には、例えば学校の先生でありますとか児童相談所、それから県の保健所、それからうちのほうの担当課というようなそういう協議会を設けておまして、その方々にですね、そういう事例があった場合の情報を共有しようというようなことで、その1件1件の対策を図るというような協議会を設けております。その際の報償費でございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 障害者自立支援法が変わったのでサービスの内容も、それから医療費の助成も少しふえたと、そういうお話でしたよね。それでいいんですね。

それで、これ当初どれぐらい見込んでいるんでしょうか。障害者自立支援法、自立しながら障害者結構いろんなことやってると思うんですが、サービスとしてはどういうことを考えてるのか。何人ぐらいの見込みを考えているのか教えていただきたいと思います。

それから、包括支援センター、私も内容をちょっといろいろ不活発病とか認知症のことで職員大変いろいろ活躍してるんですが、この人数で大丈夫なのかなと。さらに中身っていうか、占める、包括の方たちが占める本当に内容がね、もっと濃くなってんじゃないかなと私感じるものですから、この人数で大丈夫なのかなと思って質問してるんです。で、どうなんでしょうか。本当にこれでいいのか。もっとふやす気、職員を、また新しい職員をふやす体制にはなっていないのかどうか、もう一度お願いしたいと思いますし、それから震災後、認知症もふえてるといふ話も随分聞かれますしね、そういうことで、あと仮設に住んでる方たち

は、生活してる人たちは本当に生活不活発病が進行してるという話を聞きます。その辺をね、どういう状況になってるのかお聞きしたいなと思っております。

それから要保護児童対策協議会、これはたしか震災前にでき上がってきた協議会ですよね。ちょっと思い出しました。それで今いろんな子供の虐待とかね、それからいじめの問題、いろんな問題が出てきてるんですが、協議会、これは震災後改めていろいろ組織として協議会つくってるんだと思うんですけども、そこに寄せられている事例、そういうのがあるのかどうかちょっとお聞きいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございます。いわゆる今回障害者福祉費の関係でふえてる分はどのような内容なのかというようなことでございますが、約対前年比で今回1,500万ほど見ております。それはどういったことかといいますと、いわゆる生活介護、それから就労者の継続支援というようなことの利用者がふえるだろうというふうに予想しております。

具体的にはどういうことかといいますと、いわゆるのぞみ福祉作業所の通所の方々がふえております。その分で約10名ほどというようなことのカウントしてございまして、その分で約1,000万以上伸びるだろうというようなことでございます。

それから、先ほど言いましたが、いわゆる難病等の分で、その分が障害者自立支援法のほうに移行になったというようなことがございますので、その方々が多分相当数ふえるんだろうなど。ただ、今のところちょっと予想がつかないんですが、結構難病等というようなことで病床の数も多いもんですから、ちょっとその辺予想つきませんけれども、約1,000万ほど伸びるだろうというようなことで考えております。

それから、2点目の包括支援センターの関係でございますが、前にもお話をいたしました、基本的には生活不活発病のいわゆる調査の結果を見ますと、3割以上が機能低下をしているというような状況でございます。ですから、その方々をここでいってる、先ほど言いました生き生き支援事業、いわゆる介護予防の分にシフトをしようというようなことで、昨年度も約百数十回、その教室を行っておりますが、その分に力を入れようというふうにシフトを考えております。実際には、やはりその方々がいわゆる要介護・要支援にならないようにというようなことの手だてをしなければならぬというようなことですから、そちらのほうに、今まで調査とかいわゆる認定に回ってた分の業務量を、そちらのほうに仕向けるというような仕掛けが必要だろうなというふうに考えております。それについては、包括支援センター

のほうでもその辺あたりのいわゆる業務量をいろいろ算定したんですが、何とか今の態勢でやっていきたいというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の要保護の関係でございますが、実際昨年度も3回ですか2回ですか、対策協議会をやっております。そのほかにいわゆるニーズ調査、それから実際のケース会議というようなことでやっております。実際にはいわゆるDVと見受けられるというような状態の件数で20数件ほど見られております。

一つとしては、やはり仮設に入っておりますね、隣の方からそういった情報が寄せられるというようなことがございました。今までやはり一軒家でみんなばらばらに生活しておったのが仮設というような、そういう居住環境になりまして、例えば大声が聞こえると、子供に対するそういう大声が聞こえるというような、そういうことがやっぱりぼろぼろとふえてはいるというような認識でおります。

ただ、実際にはそういうような状況でそのケースを早目に把握するというようなことが必要ですし、それぞれの機関でその情報をちゃんと共有するというようなことが大切でございますので、ケース会議を頻繁に開いて未然防止に、未然防止を図ると、そういったことが大切だというようなことで、ケース会議を頻繁に開きながら、その辺の予防を図っていききたいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 のぞみとかかなりの人がふえてるということで、でも難病の人がどれぐらいいるか、それは課長のほうでわかりますよね。把握してるんですよね。どれぐらい来るかわからないということで、自立支援法の回ってくるのかどれぐらいだかわからないということなんですが、これは難病患者なので多分課長のところにはデータは来てると思うのでね、その辺はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

実は最近ニュースなんかでも、特に精神障害者に対する自立に向けて就労支援というか、そういうのが国の方針でも出されてきて就労支援ということに力を入れると、そういう方針が出されたということなのでね、のぞみとか風の里のところでやってる障害者の方たちは、やっぱりもう一歩進めてそういうのもやっていかなくちゃんいでないかと、私はそう感じましたのでね、そういう支援ができるのかどうか、その辺をちょっともう一度お聞かせ願いたいと思っております。

それから、包括支援なんですけど、実は私のいる旭ヶ丘でもちょっと高齢者っていうか、本当に不活発病の方たちがふえてるというんで包括の方たちが非常にそういう話、データでね、

調査しましたらあるということで、旭ヶ丘でもそういう組織をつくって支援センターの方たちに来ていただいたりして、今機能が動いているんですけども、ただ本当にこれは仮設にしながらしてかなり機能低下が見られるということ今ありました。そういう点では本当にこれにも力を入れて要介護にならない施策というか、そういうものをしていかなくちやないのではないかなと思うんですが、それにしても何か職員のところでは頑張ってるということなんです、職員これで間に合うのかなという懸念される部分を私も見てるのでね、ぜひ職員の中でも、職員の健康管理も含めて、ぜひそういう点でもっと話し合いながら業務改善してほしいなと思います。

それから、要保護の問題なんです、これ結構やっぱり仮設の中で聞こえてくると、あると、今課長の話ですとそういうことなんです。で、いろいろつかんだり共有するということがなんですけれども、その対応ですね、結局そういう方がいて、そういう方に対してどういう行政として対応していくのか、本当に早目に早い段階でそういう人たちを救ってあげるという施策は大切だと思いますので、それはどういうふうにするのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員が着席しております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目ですが、いわゆる就労支援というようなことで、そういう形でシフトしているというようなことはこちらのほうでも承知しております。

ただ、実際、自立支援法の関係でございますが、いわゆる給付の金額が就労支援より生活介護というような、その部分のほうベースが高かったりしてるわけなんです。ですから、事業者として実際には就労支援も含めてそういう生活介護も含めてやっておるんですが、そちらのほうにカウントを多くするというような場合もございますので、ある意味事業者のその辺あたりの判断というようなところもございましてですね、うちのほうとすればそれはいいほうを選択してほしいというようなことで事業者のほうにお願いをしておりますし、それからやっぱり最終的にはそういうふうにならして就労しながら障害者の方が自立をしていくというのが最終目的でございますので、その辺のお手伝いはですね、継続してしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目のいわゆる包括の関係でございますが、先ほど話しましたようにですね、いわゆる現職員のままそういうような形で非常に大変だというようなことは、うちのほうで

も理解をしております。

ただ、考え方としていわゆる介護認定の部分であったりですね、あるいはケアプランの分ですね、その辺あたりを民間のほうにシフトをして、その分包括の職員がそちらのほうに力を入れられるというような体制づくりをしたいと思っておりますので、その辺もひとつそういう形でご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。

3点目の要保護児童の関係でございますが、実際問題といたしましてですね、そういったケースが出てきた場合には本町の保健師、それから学校あるいは保健所、それから児童相談所、そういったところがですね、お互いにその辺あたりのいわゆる業務を、業務っていいですか、そのケースに合わせて対応してるというような今の現状でございます。あと、地域の民生委員の方々でありますとか、そういった方々から細かい情報をいただくとか、そういったことをしながらですね、なるべく未然にそういう大変なことにならないようにというような形で対応しておりますので、ひとつその辺もご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。小山幸七委員。

○小山幸七委員 59ページの老人福祉費のところ敬老会のことなんですけれども、敬老会は昨年は歌津と志津川で大体何%ぐらい参加されたんでしょうかね。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 昨年度の参加の数を申し上げますと、志津川が276人、歌津が170人、戸倉・入谷が190人というようなことで636人の方にご参加をいただきました。対象者の全体でございますが、対象者の25.3%が出席をしているという状態でございます。

ちなみに、震災前の出席率は約28%というようなふうに捉えております。若干下がってしまったというようなことになります。

○委員長（菅原辰雄君） 小山幸七委員。

○小山幸七委員 それにですね、参加者の少ないのは送迎バスの関係でも随分わかっているんですけども、例えば大型バス貸し切って五、六人しか乗っていかないというところもあるわけですね。それとこれは町民の声なんですけれども、そういうのを節減して、例えば今これ参加者が25%から28%なんですけれども、最初から、今高齢化が叫ばれておりますけれども、やはり77歳過ぎて高齢化になったとはいいいながら家の仕事を一生懸命やっってる方が本当に高率を占めております。

しかしですね、やはり85歳、90歳なりますと施設に行っておる方、あるいは入院されておる

方も大分おります。まして今回っていいですか、震災後には大分そういう方もふえていると思われるんですけども、そのような最初から敬老会に出席されない方ですね、することができない方、参加したくてもできないと。車椅子で歩くとか、あるいは入院されてる、それぞれのホームに行っている方ですね、何かやはり年寄りでも記念になるものとか、あるいは別なものですね。今までは商品券とか、以前は、ずっと以前は、景気のいいときは座布団などもらったこともあるそうなんですけれども、最近はそういう印になるものは一つもないと。それでいろんなほうやりくりすれば最初から来れないとわかってる方々ですね、仕事が忙しいとか、あるいは個人的理由で参加しない人はそういうこと言いませんけれども、やはり身動き、体の不自由な方は敬老会に出席したくてもできないんだから、町のほうでそういうのを考えてくれればなあという声があるんですけども、そういうことはできないものでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 震災前は確かに商品券などをお配りしてですね、その敬老のお祝いをしたというようなことが確かにございました。その話も24年度もですね、ちょっと協議をしたんですが、結局今回こういういわゆる行政区もばらばらになった、それからみんな仮設でばらばらになったというようなことになりましてですね、配る、金券なものですから、配るすべがないと非常に難しいというような、そういう状況になりまして24年度は残念ながら断念をしたと、そういう経緯がございます。

25年度以降も、じゃその金券をどうするのかというようなこともございますので、その辺については、もう少し検討の余地があるのかなというふうのうちの方も考えておるんですが、ただ震災前、今話しましたようにですね、ちょっと配るすべが非常に難しいと。結局誰にいった、誰にいかないというようなことをなくすためにはですね、その辺をちょっと詰めなきゃいけないものですから、住所このまま、置いたまま仮設に行ってる方がいっぱいいらっしゃいます。そうなりますと、例えば届かないとか、あるいはじゃ誰が頼んで配布したらいいんだということのちょっと問題がございますので、お時間を頂戴したいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 小山幸七委員。

○小山幸七委員 わかりました。しかしね、やはり自治区長とかあるいは元の区長さん方がそういう方面においてもいろいろお世話させていただくような格好でですね、何とかそういう老人の方々にもそういう楽しみといいますかね、敬老会のまずそういうことをできるだけ皆さんで、きょうは敬老の日だということであれするように取り計らい、ひとつよろしくお願

します。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 74ページ、災害救助費ですか、13節の委託料100億以上の予算、大規模な予算となっていますが、これの中で今後、現在の進捗状況ですか、そういったものを大まかに知らせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、震災廃棄物の処理状況ということでございますので、ご承知のとおり県のほうの委託事業が大部分を占めているということもございますけれども、県に委託している部分、それと町で独自の処理をしている部分と合わせましてですね、これは2月現在ですけれども、おおむね84%ということで、これは環境省のほうに届け、報告をしている数字なんですけれども、災害廃棄物の合計で84%の進捗状況ということでございます。

ただ、これはですね、実際2次処理施設のほうで焼却なり最終処分が終わったものが全てかというところではございませんで、散乱している瓦れき等をですね、仮置き場のほうに撤去、撤去済みと、そういう部分での数字でございますので、実際に完全な処理が済んでいる数字といえますと、それよりもちょっと下回るものと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 84%というこの環境省に届けているデータというか数字というのは、意外と進んでいるのだなと思っております。最終処分はしてないとのことですが、計画どおりの進捗がなされているのか。

それからですね、この中で町、情報、新聞の情報にちょっと載っていたと思うんですが、家庭ごみとか、それからあとキノコ類とか、そういったものの処理がですね、多少セシウムの汚染されている物質があって、それで滞っているような話というか記事が載っていました。その辺はどうでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） セシウムの汚染ということでございますが、一般廃棄物の中で汚染をされているものの処理ということでよろしいでしょうか。一般家庭から今現在出ております廃棄物については、特段そういった放射能の検査等は、廃棄物については行っておりません。したがって、その部分での処理につきましては、通常の処理のルートで処理がされていると。

今現在町で行っております放射性物質の検査ですけれども、水産物であったり農産物、そういったものの持ち込みの検査のほうは行ってございまして、最近件数のほうは月に数件程度に減っておりますけれども、そういう中でそれぞれのご家庭から持ち込まれたものの検査等は行って、その結果についても公表してございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 この前、産業参事さんからですね、牧草関係のほうは聞きました。それで了解して、今集落での話し合いをもってると思いますが、まだ結果は出てないと思いますが、その辺はいいんですが、我々産業関係の処理、そういう汚染されたものの一部ですね、ごく一部だと思いますが、そういったものが滞ってきますと次の事業と申しますか、事業展開に支障があるということもありまして、なかなか圃場、圃場っていうか、ほだ場っていいですかね、そういったところの場所というのは限られてますんでね、やっぱりそういったものの処理というのはすばやくやっていただければと思いますので、その辺もう少し町のほうとしてもご指導やらお願いしたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 農林参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） キノコのほだ木の処理についてですけれども、今回3月の補正予算で計上させていただいた予算の中では汚染牧草と合わせてキノコのほだ木のほうの処分、一次保管ですね、そういった処理も行います。最終的には、その処理の部分につきましては、今すぐということは難しいんですけれども、当面の間、町のほうでそれらを保管して生産活動を復帰できるように、復活できるように支援をさせていただきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 町長にお聞きしたいんですが、社会福祉、南三陸町の社協、福祉法人ありますね。この職員の方々なんですが、最近おやめになってる方とかですね、定年前に、それから病気で入院・通院、かなりお医者さんにかかっている方々結構いるようなんでね、町長、その原因は何だと思いませんか。わかりませんか。心当たりとかなんかないですかね。町のほうでも補助金といいますか負担金といいますか、補助金か、出してるんでね。結構な金額出してるんで、その内容等ですね、わかればと思ってるんです。

それから、今社協のほうにお願いといいますか、ボランティアセンター開設といいますか、全国から来てるボランティアの方々窓口になってやってるんですけれども、この件についてもいろんな地域っていいですか、町内のほうからいろんな問題といいますか、苦情とい

ますか、出てるんですがね、それについてどのようにお考えなのか。町長知ってる範囲でよろしいですからお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど前者、敬老会のお話が出ましたけれども、地区ごとに昨年敬老会開催されましたね。私ども来賓という形で招待といいますか、出席させてもらってんですが、何カ所にも出席しても構わないんですかね。例えば私、歌津なんですが、入谷の敬老会、戸倉の敬老会ですね、結局お弁当がすばらしいお弁当なものでね、何回も食べたいなと思っているんですがね、1人1回ですか。希望があれば全部さ行っても構わないんですかね。予算的なこともあるでしょうからね、あれ大変な金額だと思うんです。1人当たりの金額。高い弁当というか折りというかね、お振る舞いみたいな、お振る舞いですから、できれば何回も食べたいなと思っているんですがね、その辺はっきりしてもらおうと、1回なのか3回なのか4回なのか、できれば何回も行きたいんです。また、ことは時期も時期ですからね、余計顔出したほうが有利、有利っていうか、いいかなと思っていますのでね、その辺はっきりしてもらおうと、私も行動範囲というか考えもありますから、その辺ですね。

それから課長、障害福祉の関係で県のほうでもいろいろな事業というか出してやっていますが、被災地における障害福祉サービスという観点で事業出されてるんですが、我が町としてはそれを受け入れてやられている事業というのはあるのかどうなのかですね。直接町がかかわりを持ってなくても町のある団体、例えば親の会とかさまざまありますよね。そういった団体が窓口で、受け入れ側っていいですか、受け入れ窓口となってやられているのかどうなのか。そのやられている内容、状況はどうなっているかですね。いろいろと県内の福祉施設とかそういった利用されているなを聞きますと、さまざまな問題が出てくるような感じも受けてるんです。我が町としてどういうふうな状況であるのかですね、その辺のところ。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 社会福祉協議会のお話でございますが、以前からですね、小野事務局長が退職しましたけれども、以前からやめたいというお話をしておったというのは聞いておりましたが、今回退職ということになりました。具体的にいろんな情報入ってないかということですが、残念ながら私の耳のほうには入ってございません。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、敬老会の関係なんでございますが、昨年の24年度のお話を申し上げますと、3日間にわたり行ったと、連続して3日というようなことでございますので、議員の皆さんもお忙しい中、3日続けてはちょっと大変なのかというようなこと

もございまして、議長さんには3日間お願いをしますというようなことで事前をお願いをして、それ以外につきましては地区のほうに出席を願いたいというような、そういう依頼したというような経緯がございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、障害福祉サービスの関係でございますが、震災後ですね、障害者の、いわゆる子供たちの放課後の一時預かりというようなことの事業を本町で、いわゆる民間の方々が行っております。それにつきましては、2カ所で歌津の保健センター、うちのほうでお貸しをしてですね、手をつなぐ親の会ですかね。それから、もう一カ所につきましては、かなみのもりというようなところで、それは民間の方が立ち上げたんでございますが、それも同じく障害者のいわゆる放課後のお預かりというようなことの事業を展開しております。同じような事業でございますので、うちのほうとしてはその辺の調整を図りたいというようなことで、今調整を図ってるような段階でございます。

どうしてもですね、そういった事業となりますとそういう専門の委員とかですね、そういう方々をつけなきゃないと。あるいはそういう有資格者の方をできれば雇用したいというようなことでございますが、その人材がなかなかいない、あるいは送迎をするのにやはり親御さんが大変だというようなことがございましてですね、その辺あたりをどうしても1カ所にうまく集約できていなかったというようなことがございます。その辺の調整を町のほうとして図りたいと、そんなふう考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ボランティアセンターの不公平感についての答弁求めます。佐藤町長。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 社協も含めてそうですが、ボラセンのほうについてもですね、私特段にそういった情報というのは入ってございません。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 直接町とその社協とのかかわりというのはね、余りないわけなんですね。要するに補助金は出して運営とかね、あるいは職員の給料面についての補助金ということで、運営につきましては、経営につきましては、やはり社協の会長さんもおられますしね、そういった町とのかかわりの中でやってるわけでありまして、町長がその職員に対して何だかんだって直接語るなんていうことは全くないというふうに思ってますし、あるべきことではないだろうというふうに思ってますんでね。

ただ、先ほど言いましたように定年前にやめたりですね、それから入院あるいは通院、お医者さんにかかっている方々が結構いるということで聞いてますんでね、その原因は何なのかと

ということもある程度町としても補助金出してますから、そういった何かが問題があるんだとすればですね、やはりその辺も、これは社協の中での問題だといえばそれまでですけども、ある程度町のほうでもそういった中身についても把握しておかなければならないのではないかなという感じをいたしておりますんで、ぜひですね、その辺の内容等も把握をしておいてもらってですね、運営に差し支えないようなことで指導していただければなというふうに思っております。

それから、ボラセンのいうこともそうなんです、以前議会あるいは特別委員会等でお話したかと思うんですが、我が町に入ってきてるボランティアの方々、かなりの多い方々震災後からですね、団体・個人含めて多くの方々が来ていただいて支援をしていただいて大変ありがたい、感謝をするところでもあります。県のほうでもボランティア団体の活動等を見るといいますか調査するといえますか、そういった関係でこの町に来てボランティアさんとのいろんな意見交換をしてるようでした。

その中でですね、ある委員さんから、委員というか、その調査する方に言われたんですが、全部が全部じゃないんですが、結局あと南三陸にはボランティアには来たくないという個人・団体の方がいますよということ言われたったのね。何が原因なんだろうということ私もその方に聞いたら、やはり瓦れき処理をするのは覚悟して来ると。しかし、車で来て時間なったらまたバスに乗って帰っていくんだと。せっかくおいでになる方々は地域の方々とのちょっとした話し合っっていいですかね、お話を聞きたいと。どういった状況だったのかとかですね、震災当時ね、そういうお話を少しでも聞ければ来てよかったなという感じをして帰っていくんだけど、一切その地域の方々と顔合わせる機会もなければ、とにかくバスからおりて割り振りされて現場に行って時間まで瓦れきを片づけて、時間になればバスに乗って帰るということが一番の問題なようなですということ言われたったんですね。

ですから、できればその地域の代表の方、区長さんあるいは契約会長さんのほうに、あしたはおたくの地区に行きますよと。そして地区の方々が顔を出すということによって地元の方々とのコミュニケーションといえますかね、お話を聞いて帰っていくと、よかったというような感じを受けるというようなお話をされましたので、その辺のところもね、町のほうから社協のほうにも話をしてもらって、そういった活動をしていただけるような態勢をとってもらえればなという感じで以前話したんです。話した記憶があるんですけども、この場でね。それがさっぱり改善されているのかどうなのかわかりませんが、中にはですね、

ボランティアセンターから派遣したりでいろいろ活動して、瓦れきを含めてやってもらってる。ありがたく感じた地域の方がですね、この暑い中、アイスシャーベットというんですかね、ガリガリ君とかね、あれを提供したらしいんですね。そしたら、それは何もお金を出してやってるわけでないけれども、本当に感謝の気持ちでね、感謝の気持ちでアイスを渡した。非常に感動というか、感銘したっていうんですね、そのボランティアに来た方々が。それでね、滋賀県の大津市の社協から派遣された方々なようですが、その感動したことを持ち帰って社協のほうに報告したんですね。写真撮って帰っていったんですね。そしたら大津市の京阪電車っていうんですかね、京阪、京都の「京」の阪神の「阪」、電車にですね、その方の顔がぼーんと印刷されてね、そして南三陸という名前ですね、列車全面ですよ。その写真私見せられたんですけれどもね、それを今度は地区を走ってるというんだね。非常に南三陸というコマーシャルといいますかPRが、地域の方が、京阪電車が走ってる地域には非常にいいイメージで宣伝になってますと、こういうふうな話なんで、何もだから皆さんにアイスかせるのではないんだけど、いかにありがとうという地域の方々が感謝を込めて帰ってもらうかと、感謝をしたということをもって帰ってもらうかと、これがやっぱり大事でないのかなという感じでしたので、今話をさせてもらいました。できるだけ来たよかったという思いをしてボランティアの方々にも帰っていただけるような指導も大事でないのかなということです。

それから、この障害者支援の中でも今言った日中預かりのショートデイというんですか、今やられてると。大変ありがたいですね。手をつなぐ親の会とか、かなみのもりですか、にじのはクラブなどもありましたね。町にね。大変ありがたい。

ただ、職員の派遣もしてもらってると。ここが窓口になって県のほうから職員とか、よそから来てもらってる職員の方々のお金の出どころなんですけどね、今一番懸念されてるといって、問題になってるのが、あくまでもコーディネーターとそれからアドバイザーというのが対象になってですね、ずっと常勤といいますか、そこにずっといるということがこの補助対象外に当たるというようなことでね、いろいろ今問題になってるようなので、それで今後その施設といいますか、今やってるのはどうなるのかなと心配してるんですよ。引き続き25年度もやられるというんであればいいんだけど、どうもね、国・県、そして町ということで来てるんですけどね、その中の中身といいますかね、これがなかなか今難しいことで問題になっておるようなので、その辺のところ心配して今質問してるんです。大丈夫これからも続けていけるかどうか。できれば続けていただきたいというふうに思いますし、先ほど課長

言ったように資格というかね、これがまた難しい。特にこれからやろうとする、今もやってみすけれども、新しく資格を取る、資格を取る資格の持ち主というのもいろいろとあるようなんでね、その辺のところをきちんと理解しながら進めていってほしいなということを思っていますが、その辺のところですね。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ボランティアセンターの件でございますが、そういったトラブルですね、各自治体でいろいろ聞こえております。確かに皆さん方たくさんの方々おいでになってますので、皆さん全てに気持ちよくお帰りいただくというのが被災の支援をいただいた自治体の役割だというふうに思っております。しかしながら、そういうケースも……。

ただ、入ってくるボランティアの方々、目的それぞれございまして、瓦れき処理でそのままずっと帰る団体もございまして、例えば今のお話のようにですね、地元の方々和交流したいということでしたらば、そういうのを、ある程度目的をボラセンのほうに言っていただくと、そういう段取りもちゃんとしてくれます。ですからそこはですね、ある意味これからも我々その辺気をつけなきゃないというふうに思いますが、そういうふうな地元の方々との交流があると、またまたその後につながるということもありますので、そこは十分我々としても対策といいますか、対応していきたいというふうに思います。

ただ、逆にですね、いろんなケース・バイ・ケースがあるんですが、きょう、実はお昼にですね、入谷で研修センターの落成式、竣工式ございましたが、それはまさしくそういった最初に入ったときに地域の方々和交流がしっかりできたということで、それが何とかこの場所にそういう拠点、活動拠点をつくるということで、きょうそういった落成式がございましたので、さまざまなケースがあるというふうに思いますが、いずれ目的とすれば、やはりおいでいただいた方にしっかりともう一度この町に来たいというふうな思いをもってお帰りをいただくというのは大事だというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 日中一時支援のいわゆるそういう事業の関係でございますが、今、委員さんおっしゃられたとおり、やはりそういう有資格者というのはなかなか大変なようです。実際に集めるというようなことになると。実際今やってるのが任意事業というようなことで法定のまだ登録をまだしてないようなんです。といいますのは、やはりその辺あたりのちょっとクリアする部分がまだクリアできてないというようなことがありますので、その辺は町として指導しながらですね、その事業をなるべく継続していただけるように努力

したいと思います。よろしくお願いいいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そのボランティアセンターのあり方についても、やはり町としてもですね、直接かかわりが無いといっても南三陸町という名前がついてますのでね、その辺のところはきちんと、やはりせつかくおいでになってるボランティアの方々でありますから、気持ちよく帰っていただけるようにですね、ぜひ目を配ってほしいといいますが、やはり注意していただきたい。

それから、職員の関係もですね、直接は関係なくても、やはり大金を出してるわけですから、この町としてもね。補助金として。それなりのこともやはり注意をしていかなければならないんじゃないかなという、きょうの段階ではこれぐらいに、話にとどめますけれども、やる必要があるというふうに思います。

それから被災者支援、障害福祉の関係ですが、これからますますそういった方々がふえてくるんじゃないかなというふうに思って心配、心配っていうかね、見てるんです。ですから、本来はもう、震災がなければ既にこの地域にですね、認可を取った正式なそういった施設が必要なんですけどね、被災のために準備段階といいますか、そういう施設でもやられてるということではありますが、できれば課長、正式、正式といえばおかしいんですがね、授産施設も含めたそういった施設の必要性というのがありますので、ぜひ課長の力で推進していただいて、一日も早いそういった建物なり施設ができるように頑張っていただきたいというふうに思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 62ページの扶助費、下から3段目ですか、難病患者さん等への支援の助成費というようなことで、これは説明では透析患者さんへの助成というような説明であったかと思うんですが、その助成の内容の詳しいところですね、1つ。

それから、66ページの14節の使用料、ここに遺骨の安置所リース料というのがあるんですが、この辺の説明をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目の62ページの難病患者等通院費助成費というようなことで、これにつきましては、難病患者あるいは透析の患者さんの通院のための費用の一部を助成金として交付をするというような事業でございます。非常に少ないんですが、月額4,000円というようなことで、対象者が約35名というようなことで80万円を計上させていた

だいております。

それから、遺骨の安置所でございますが、行方不明の方がうちのほうでまだ大分いらっしゃるんですが、遺骨を町のいわゆるプレハブのほうで安置をさせていただいております。それはリースをしてですね、そこの中に祭壇を設けまして、そこで保管をさせていただいていると、そういうような状況でございます。今のところ、まだ7体の方が遺骨としてそこに安置をされていると、そういうような状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 35人に対して4,000円というようなことでありますが、この方々は自分で車を回して通院しているのか、あるいは乗つけられるというか、送られるといたしますかね、そして透析の治療を受けに行っているのか。その辺、透析を受けると大分なんか疲れるんだというような話も聞いております。それで運転手つきで行かれる方は、まあまあ透析の治療後も運転するわけじゃないのでね、交通事故とかそういうものも余り起きないのかなとは思いますが、1人で行かれてる方々、この方々については、事故等々の危険というものも考えなければならぬのかなと、そう思うわけでございまして、このような患者さん方、これからふえることも予想されるわけでございます。新設する病院等で治療ができるようになれば、これまたある程度解消もできるんでしょうが、この間患者さん方のことを考えながら、町でね、町で送り迎えというようなことも考えていくべきじゃないのかなと、そういうようなことはどうですかね、課長、考えておりませんか。

それから、安置所でございますが、7体あるんだというようなことでありますが、これがまたいつ身元っていいですか、わかるのか。今いろいろ調査するんだろう、してるんだらうと思うんですが、これが町内の方なのか町外の方なのか、そこはまだわからないから置くんだべげんともね、いつごろそいつがめどが、めどっていえばちょっとおかしいけれども、わかってくるのか、その辺の調査の動向ですね。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目のいわゆる助成費の関係、あるいは町としてそういうバスを出す、あるいは交通手段を確保するというようなことについてでございますが、現在のところですね、通院に対して助成をするというような形のいわゆるスタンスでやってまいりました。ただ、先ほどお話しいたしましたように、委員さんおっしゃいましたようにですね、公立志津川病院のほうでそちらのほうの準備をするというようなことでございますので、できれば今の形をそのまま続けさせていただきたいなどは担当課としては考えております。

ただ、実際今おっしゃいましたように自分で運転すると非常に疲れて大変だというようなこともございましてですね、その辺の事情といいますか、うちのほうでもその辺は考慮してですね、例えばいわゆる路線バスを上手に使うとかですね、そういったような形で対処していただけないかなというふうに考えております。

金額につきましては、実際のところ今年度から若干でございしますが、1,000円、2,000円というような単位で上げさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の遺骨の安置所の関係なんですけど、実は一番多いときですと約100体近くあったんです。DNAの鑑定が始まりましてですね、DNAの鑑定が始まる前はですね、なかなか減るのが早かったんですけど、その後ですね、非常にいわゆる鈍くなってきてまして、ここ3カ月ほど7体のままになっております。

その間、やはり今後の考え方としてですね、町としてもずっとそのままというわけにはいかないだろうというようなことも含めですね、もし安置していただける場所がございましたら、そちらに委託をするとかですね、その辺は考えていかなきゃだめだろうなというようなことになっておりますが、今のところDNAが、まあ何カ月先になるかわからないというような状態でずっと待ってるというような状況でございまして、当分の間は、今年度もこのような形で予算措置をさせていただきましたので、その間にですね、その辺の安置の仕方についても検討しなければならないと、そういうふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 担当課、あるいは町としてもですね、この患者さん方に対して措置するという事で、大変きつところもあろうかと思いますが、さっきも言ったようにね、新設の病院でそれができるようになればですね、それはそれで解消もするからいいんですけども、それがなかなか医師の招聘が難しい難しいといってるわけでございますので、大変疲れるというか通うのもひどいというようなことで、それでアパート借りるとか、あるいは病院近くの親戚のところへ移るとか、そしてまた現にそれができなければ町外へ移転するとかってというような話まで出ているわけでございますので、やはり多少でも人口の移動ということも出てきますので、やはりそういうことも一つ一つ町としての最善の対応をしていかないと、これも人口確保に支障が出てくるのかなと、そう思っておりますので、これは引き続きですね、考えていくことであろうと思いますのでね。

それから遺体ですが、早く遺体も、あるいは遺体を親族の方も早く安置っていいですかね、安らかに納まるところに納まりたいと願っていることだろうと思いますので、できるだけ早く

ですね、判明をしていただきまして、そして帰るべきところに帰してやるべきだと、そう思います。

○委員長（菅原辰雄君）　ここで暫時休憩いたし……（発言者あり）

鈴木委員。

○鈴木春光委員　議事進行上についてお願いになるんですけども、実は東京都豊島区の寄附金の贈呈式に、町長がその前に席を去ったもんだから町長さ渡しかねたということで、3時にここへ参られて、恐らく3時ごろ休憩だろうというような判断で返事したんですけども、町長へ直接何千万だから渡したいというような言づけを仰せつかったために実は若干おくれる暇を、遅刻のなにをしたんですけども、届けをしたんですけども、言づけを依頼されたものだから私今来たんで、その進行上で皆さんの了解が得られるんならば3時まで休憩なしにするか、3時に東京都の人に、来たときに受け渡しに時間をとっていただくか、いずれかお取り計らいをお願いしたいなど。（発言者あり）いやいやここへ来てもらうことに、町長室。（発言者あり）

○委員長（菅原辰雄君）　ここで、2時45分まで休憩です。

午後2時33分　休憩

午後2時45分　開議

○委員長（菅原辰雄君）　おそろいですので、再開いたします。

民生費の質疑を続行いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君）　なければ、これをもって3款民生費の質疑を終わります。

次に4款衛生費、75ページから85ページの細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君）　それでは、75ページお開きください。衛生費の保健衛生費でございます。

報酬でございますが、保健福祉総合審議会の委員、それから保健福祉推進員の報酬、これは保健福祉推進員、80人分でございます。

次に、76ページにつきましては、記載のとおりというようなこととなります。

77ページ、委託料でございます。住民健診ほか委託料というようなことで2,500万円ほど計上いたしております。それから予防接種の委託料、これにつきましても3,279万2,000円、いわゆる各種予防接種の分ですね、例えば子宮がんでございますとか高齢者インフルエンザと

というようなこととなります。それから、委託料の下段でございますが、地域医療人材確保事業・保健事業委託料でございますが、これにつきましては被災者の健康調査を県の看護協会に委託をして実施するというようなことの内容でございます。

では、次のページお聞きください。19節負担金、補助及び交付金でございます。石巻日赤の救急センターへの運営費助成金というようなことで500万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、人口割、それから実際の実績割というようなことで計上させていただいております。

79ページについては、記載のとおりでございます。（発言者あり）失礼いたしました。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、78ページ、4目環境衛生費でございます。ここは衛生組合長報酬ほか環境衛生全般にわたる経費を計上してございます。

79ページ、79ページの13節委託料でございます。この中で太陽光発電設備設計業務委託料243万9,000円計上してございますが、これは再生可能エネルギー導入事業補助金、これを財源といたしまして、平成25年度におきましては役場庁舎と歌津総合支所の太陽光発電設備の設計業務の委託料を計上してございます。

なお、この事業につきましては、平成25年度から27年度までの3カ年度にわたる事業ということで、25年度は今申し上げた設計業務の委託料を計上しております。

それから、15節工事請負費でございます。照明LED化工事、これにつきましては、みやぎ環境交付金事業として平成25年度も継続して実施する事業でございます。平成24年度から学校、公民館の照明のLED化で事業がスタートしておりますけれども、25年度につきましては、学校のほう一段落したということでベイサイドアリーナの照明のLED化工事を実施する予定であります。

それから19節負担金、補助及び交付金、次のページ、80ページをお聞きください。3段目に住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金として240万計上しております。これは地球温暖化防止対策として一般住宅用の太陽光発電システムの補助金として、平成25年度につきましては20件を見込んで計上してございます。

なお、このほかに後で復興費のほうで出てまいりますけれども、住宅再建支援分といたしまして別途80件分を復興費のほうに計上してございます。

○保健福祉課長（最知明広君） 失礼いたしました。5目の母子衛生費でございます。中段の委託料、妊婦健康診査の委託料として1,000万ほど計上させていただいております。92名を想定しております。

それから81ページ、保健衛生施設費でございますが、これにつきましては仮設の保健センターの維持管理費を計上させていただいております。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 続きます、2項清掃費でございます。1目清掃総務費、この中で19節負担金、補助及び交付金、生ごみ処理器等設置補助金41万計上しております。これは家庭用のごみの減量化促進の意味合いから家庭用の生ごみ処理器、それからコンポスト、これの設置事業の補助金として計上しております。

それから、2目塵芥処理費でございますが、次の82ページのほうお開きください。13節委託料でございます。この上から5段目、焼却灰等埋め立て委託料2,400万ほど計上しておりますけれども、これは先日もお話ししましたが、気仙沼市に暫定的に預かっていただいております焼却灰、これの最終処分委託先を早期に開拓をいたしまして、再開をいたしまして、そこへの埋め立て委託料として25年度で改めて計上しております。

それから委託料の、このページ最下段でございます。一般廃棄物積み込み業務委託料654万円計上しておりますけれども、これは気仙沼市からクリーンセンターまで焼却灰を積み込んで運搬するために新たに今年度から発生する経費として計上してございます。

それから、次のページでございます。中段、15節工事請負費1,400万計上しておりますけれども、廃棄物保管施設設置工事ということで、これはクリーンセンターのほうに焼却灰の一時保管施設を設置するための費用として計上しております。設備の形態といたしましては、テント式の保管庫を考えております。この保管庫につきましては、当面の間焼却灰の仮置き施設として使いまして、その後につきましては、今現在クリーンセンターの敷地内に保管しておりますもろもろの廃棄物、資源物等のストックヤードとして転用を図るということで考えております。

それから、3目し尿処理費でございます。13節の委託料でございます。次のページ、84ページお開きください。委託料の最下段に衛生センター設備機器整備委託料として986万円計上してございますが、これは従来工事請負費のほうにそれぞれの設備の整備工事として計上しておったものでございますが、平成25年度からはこの設備機械につきましては、維持管理のために定期的に行います点検整備、これが主な業務でございますので、委託料として一括計上させていただきました。

それから、15節工事請負費でございます。690万円、高圧受電設備更新工事、これは衛生センターの受電設備でございますけれども、老朽化に伴いまして今回更新工事を行うものでございます。以上でございます。

○総務課長（佐藤徳憲君） 85ページの病院費でございますけれども、負担金につきましては病院の運営補助ということで、病院改革プランに基づく負担金を計上してございます。

それから、24節については企業債の元金償還分ということで、病院事業会計への企業債への元金分を出資金という形で助成をしてございます。

それから、4項の上水道事業費ですが、水道事業会計補助金ということで2,920万ですけれども、災害復旧費、それから職員の長期派遣分に係る経費を計上してございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、4款衛生費の質疑に入ります。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ページは77ページなんですけど、13節委託料の最下段のところに医療人材確保保健事業委託料ということがあって、今説明ですと被災者の健康調査をすると、そういうお話でしたけれども、具体的には被災者といっても結構いっぱいいると思うんですけども、具体的にはどういうことになるのか、その辺をお聞かせください。

それから、79ページの13節委託料、これの中で太陽光の説明がありました。これは25年から27年度にかけて歌津と志津川の庁舎の太陽光のための設計だと、設計業務の委託料だと、そういうことなんですけど、今仮設の庁舎なんですけど、これに対する設備をするということなのでしょうか。その辺をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 委託料の関係でございますが、被災者健康調査というようなことで、これは今年度も宮城県で実は実施をしておりました。これを継続して町のほうで実施をしてほしいというようなことだったんですが、形として町が実施をして県の看護協会に委託をするというようなことでございます。実際には被災者の方の健康状況のチェックでございますとか、具体的に生活不活発病のことは町でやってるんですが、それ以外のいわゆる健康調査、生活習慣病のことでございますとか、あるいは歩行の部分でございますとか、そういったことの調査を県の看護協会がやるというような、そういう事業でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時お待ちください。ここで暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。

大瀧委員への答弁をお願いします。環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 太陽光発電設備でございますが、委員おっしゃるとおり仮庁舎という現在の役場庁舎でございますけれども、この事業につきましては、各防災拠点施設等に対する非常時の電源確保とそういった意味合いの事業でございます、発電システムと蓄電システム、これをセットで設置をするという予定にしております。

したがって、今年度は設計業務を委託する際にですね、実際この庁舎へどういった取りつけが可能であるかとか、あるいは将来的に移設も可能なものか、そういったところまでいろいろ検討しながら、現在のこの庁舎に最も適合したシステムの導入ということで検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 77ページの地域医療のところですが、看護協会に来て被災者の健康調査をするということはわかりました。しかし、具体的にじゃどういうことをいつ、被災者といっても結構いるんですからね、全部だとは思えないんですけれども、具体的にはどういうふうにやるのかなど、その辺をちょっとお聞きしたかったんです。そして具体的に何人ぐらいで、どこでどういうふうにするかということをお聞きしたかったんです。

それから、今太陽光のことなんですが、そうしますとちょっと理解できないんですが、今仮庁舎ですよ。歌津も志津川もね、仮設というか、本設のときにはちゃんとやるんでしょうけれども、その前触れとして設計だけはやっておくということなんですか。それとも今の庁舎に対しても備えつけはするということになるんでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 具体的というようなことでございますので、今年度も実際やっておるんですが、看護師のOBの方、それから保健師のOBの方が実際こちらに出向いてですね、各仮設の例えば集会所でございますとか、あるいはそういうコミュニティセンターみたいなところを使いましてですね、被災された方も含めてですね、住民の方々の聞き取り調査をするというようなことを実施しております。これを25年度も継続をして実施するというようなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 仮の庁舎でございますけれども25年度につきましては、設計業務の委託を行いまして、26年度以降で設置工事を実施すると。先ほど申し上げたとおり25、26、

27年度と3カ年の事業でございますので、26、27年度で設置工事を行いたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 いろいろと健康については、町のだけじゃなくてそういう看護協会通してね、OBの方たちが来て仮設でそういう調査というか、そういう聞き取り調査とか、そういうことをするという事なんですね。ちょっとその辺がわからなかったんですけども、ただそれを統計的にいろいろやって、そして生かす工夫というか、そういうこともやっていくのかなと私今思いながら聞いたんですが、その辺は去年もやったっていうんですが、ことしもやると。そうすると統計的にどういう生かされ方というか、その辺はこちらの町のほうには調査結果なんかは来てるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、太陽光はそうしますと今の庁舎にも備えつけられるような設計の仕方をやると、そういうことなんですね。本設するとまた別な設計して、また本設は本設でやらなくちゃならないということなんですか。今引き続きそれをやるということなのか、その辺がちょっと私今理解できなかったもので、もう一度お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 実際に今そういう相談あるいは調査というような形で実施をさせていただいておりまして、その際の報告書が全てうちのほうに来ております。それを当町の例えば保健師につなぐと、あるいは栄養士につなぐと、栄養指導するといった形でフィードバックをさせていただいて、それを実際の資料として活用させていただくというようなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今回考えておりますのは再生可能エネルギーの導入補助金、これを活用するという事でございます。本設の庁舎につきましては、建設計画等確定した後にですね、そのときにどういった補助金等があるか今わかりませんが、いずれにしても防災拠点としての非常時の電源確保、これは必要なものだと考えておりますので、その計画時にですね、また改めてそういった制度等を検討した上で設置については考えていくということになるかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 78ページ、環境衛生費の中の報酬、1節ですね、衛生組合長報酬が出てるんですけども、ここで兼ね合いがありますので、以前にも伺った点なんですけど、不法投棄等の

防犯カメラ設置、前にも伺いましたけれども、この南三陸町随所設置されているということではありますが、この効果のほど。そして、また衛生組合等の署との、志津川警察署ですか、連携のもとにとり行ってると思うんですけれども、この効果のほどと維持管理、どのようになっているのか。防犯カメラついてますよね。何カ所か。その標識がありますね。その表示といますか、設置場所は確認してるんですけれども、その効果のほどといますか、これまでの維持管理、これからの維持管理といますかね、これを1点。

それから、80ページの住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金、これは先ほどの説明ですと20件ですか、25年、それとあとまた合わせて住宅再建支援金ということで別途設けるという説明だったんですけれども、この手順ですね、往々にして震災に遭った方が申請してるかと思うんですけれども、この手順をもう一度、前にも説明いただきましたけれども教えていただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、まず1点目の不法投棄の関係でございますが、監視カメラにつきましては、県のほうから借用して設置を、ある一定の時期設置をしていたということございまして、実は平成25年度にも貸与の申し込みございまして、希望を出しておりますので、また平成25年度にも新たに監視カメラ、一定の期間になるかと思っておりますけれども、設置をする予定ではおります。

不法投棄の看板につきましては、これは南三陸警察署のほうと連携をとりながら、また作成をいたしておりますので、それは衛生組合長さんであるとか、いろいろ設置場所等についても相談をしながら、また新たに追加の設置を考えております。

なお、効果ということでございますけれども、これにつきましてはですね、実際そういった看板等を設置をしたところには、しばらくの間はやはり効果はあるという報告はいただいております。

ただ、やはり継続的にパトロール等も行いながら、そういった事例を発見した際には速やかに対処をしてですね、そういった廃棄物が拡散しないような対応を、今後も継続してまいりたいというふうに思っております。なかなかごみがあるとそこに次々ふえていくという傾向がございます。また、やはり人目につかない場所に結構投棄されてるという情報を得て撤去した例もございますので、そういったパトロール等をですね、今後も継続しながら対応してまいりたいと思っております。

それから、住宅太陽光システムでございますけれども、この手続といますか、国・県でも

行っております補助事業、これに準じた形で町のほうでも行っている事業でございまして、基本的な手順としましては、住宅建設に当たっては、あるいは増改築等に当たっては、そのシステムを設置する希望を持ってる方は業者さんのほうに委託をすると思いますので、今は設置業者がそういったいろいろな手続等を代行してくれるということも聞いております。基本的には国・県のほうでも、その設置工事をやる前にですね、やる前に申請をしていただく形になります。その申請書に基づきましてこちらで審査をさせていただきます、補助の基準に合致しているものであれば交付の決定を行います。その上で工事に着手をしていただきまして、工事完了後に実績報告を出していただいて補助金を確定すると、そういった手続になります。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 不法投棄の件は随時ではなく、監視カメラの設置をこれからも続けるということですね。そのように私解釈したんで、また説明をしていただきますけれども、実はですね、次の太陽光システムの手順というのは以前にも説明は受けて、説明をしていただきましたが、実は震災によってどのような手違いがあったのか、その建設が早かったのか。今改めて課長の説明ですと、この建設工事前に申請という順序ですよ。その工事前の申請がどのような手順、手違いがあったのか。こちらの建設が早過ぎたのかね、その申請の対象期間、その期間、対象にならなかった者がおるんですよ。いわゆる新しく家を建てて太陽光システムを設置したんですけれども、その申請をできずじまいだったと。そういう方は、あくまで工事前という申請であれば、工事後のそういう申請はちょっと手違いがあったのかわかりませんが、この対象にはならないのかどうか、それを兼ねて伺ったんです。もう一度この説明をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 1点目でございますが、監視カメラにつきましては、なかなか1年間常設というのはちょっと難しいかもしれませんので、県のほうからの貸与、そういった機会は活用しながら対応してまいりたいと思います。

それから太陽光発電システム、その対象にならないということであれば、回答があったとすれば、その申請の時期と工事の時期、そのタイミングのずれだと思うんですけれども、基本的にですね、国・県の補助金も受けているような、受けられるシステムであれば町の基準にも合致しておりますので、対象外ということであれば申請の前に工事に着手をしまして事前の審査ができなかったということだろうと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 不法投棄の監視カメラの件は、随時ではなくある期間を設けて設置をすると、このデータ等は保管はしてあるんでしょうが、改めてこの点を伺いまして、以前も伺ったんですけども、その効果はあるということで、今の太陽光のシステム、どのような手違いがあったのか。早かったのか。結構早く建設に当たったものなんですけれどもね、そういう対象、町での補助、補助にちょっと、どういう手違いがあったのか、そういう話が届いたものでしてね、その完成後でもそういう補助の対象になるのかならないのかということで今伺ったんですよ。これ、そういうことであっても、課長の説明ですと、それをまた改めて再申請というか、可能なんですかね。それに固執してるわけではないようなんですけれどもね、その点もう一度お伺いしたいと。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今お話の事例がどういうことなのか、ちょっと今確認できませんので、戻りましてそういった事例があったかどうかを確認しながら、もしうちの職員のほうで把握できなければ、後ほど教えていただければ、どういった実情だったのか、それを確認した上で個別にもう一度判断をさせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 私もこの79ページ、13節委託料ね。太陽光発電、私はこれに関連をしてですね、今本庁舎と総合支所に補助金を利用して取りつけることの設計委託だというような説明がありますがね、そして仮設に現状の内部につけるんだと、そういうことの内容から見るとね、一体庁舎は一体どござ、いつの時期に建てようとしてるのかね。私は余り菅原委員の庁舎まで行きたくありませんがね。それから、総合支所も広くありません。非常に狭く厳しいような内容になってると。果たして現時点で建てる気があるのかなのか、本庁舎ね。建てるつもりあどの辺を見てるのか。補助の対象にはこれなるわけですから、間違いなくね。ということになればね、そろそろそのような考え方をしてもいいのではないかなというような思いをいたしましてね。後でまたいろいろありますから質問しますけれども、79ページに関連をしてね、伺いたい。

それから80ページ、やはり住宅太陽光発電システム設置ですね、補助金20件分ということで、20件で240万ということは計算すりあわかるわけですがね。一体この太陽光発電、今非常に話題になっておりますけれどもね、一体幾らぐらい普通の家庭で設備費がかかるのか、それに対して何%ぐらいを補助しようとしてるのかですね。今また新しい自然エネルギー

一の関係でね、夜も昼も発電のできるようなものも出てきてる。出てきてる。つい先日のい
ろんななにがね、そのような中でどのような耐久性、電気が安くたって設備費高くてね、設
備費払わね前にまた設備するような、そういうことになったら大変なもんだからね、その辺
あたりについては、どのような担当課としてね、これは進めるべきことなのか。現段階でま
だ耐用年数というかね、そういうものが一体何年ぐらい、この設置して何年ぐらい一体もつ
のかね。確かに電気料とかそういうものは安いわけだけれどもね、そこら辺は現段階で50年
もつのか100年もつのかね、3年で傷むんだがね、その辺はどのように把握してるのか。この
2点について伺います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まず、新庁舎の整備に関するご質問でございますけれども、本
庁舎につきましては、用地的には東浜地域の東地区にですね、津波復興拠点整備の事業の中
で一定の公共用地を確保することができますので、用地についてはその辺になろうかなとい
うふうには考えてございますけれども、箱もの、建物については、現在のところまだ補助制
度はございません。民主党政権時代に震災特交の財源をどうのこうのという一応お話はあつ
たようですけれども、具体的にその補助制度については、まだ創設されておられませんので、な
かなか建物整備については事業計画が組めない状況でございます。

また、あと歌津の総合支所でございますけれども、阿部委員ご指摘のとおり非常に狭い建物
ということは認識してございますが、総合支所もあわせて公共施設を一定の配備をするとな
るとなかなか現在予定している防集の地域での公共施設の用地でも非常に狭い状況になるん
だろうということで、一定の今調査をしてございますけれども、やはり当然山間地を切り開
いて一定の面積を確保するとなると造成費だけで相当の経費がかかるということで、もう少
し何点か絞って、これからまた改めてちょっと調整しなければいけないというふうに考えて
ございまして、新年度、この復興費でもプロジェクトマネジメントの委託も行っておると
ころでございますけれども、その中でもう少し詳しく調査しながら、一定の公共施設用地と
して確保できる場所をですね、検討していきたいというふうに考えてございます。

いずれ支所についても、箱ものについて補助制度ございませんので、一定の財源の確保のめ
どがつき次第という形になりますので、当面、震災復興計画は32年度までございますけれど
も、その中で整備できるような形にもっていければよろしいのかなというふうには考えてご
ざいます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、住宅用の太陽光発電システムでございますが、町の補助金は1件当たり上限12万円ということでの20件を見込んだ金額でございます。上限12万円というのは、大体今4キロワットで標準的なシステムの規模でございます。それで国の補助金が同じようなシステムであれば12万円、それから宮城県が8万円、町が12万円ということで、32万円の補助が受けられるということでこの制度をスタートいたしております。

設置費用でございますけれども、これはメーカー、機種等によって多少の相違はあると思えますけれども、おおむね150万円前後でこの太陽光発電システムにつきましては、設置が可能なものと考えております。したがって補助は、約20%ぐらいが補助金で賄えると。

それから、この太陽光ですけれども、発電をいたしまして余った電気を電力会社に売電するといったシステムになっておりまして、これは実際メーカー等の宣伝ということもあるのかもしれませんが、ほぼ11年ぐらいで売電した利益によりまして元が回収できると、そういったうたい文句で設置のほうをPRしているようでございます。

で、この耐用年数につきましてはですね、これは定期的なメンテナンス等も当然必要になるかと思えますし、この11年プラス何年ぐらいになるのか、少なくともこの11年以上の耐用年数というのはうたってるわけでございますけれども、実際その辺、あとメンテナンス等にかかる費用、ですから実際の使用条件等によって若干の違いは出てくるものかなというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 本庁舎と総合支所ね、東地区を見ているということで、今の説明を聞いてると補助がね、補助があるということもね、あるかもしれないと。補助がつくかもというような、新聞などでもそういう報道もあるわけですから、補助がなければ永久的にこごさ、東地区も中央地区も、聞いてんの課長、建てる気ないすか。じゃ町長でいいから、町長だから。一体現段階でね、補助がないと、東地区っていったっていっぱいあんだがら、東。太平洋まで。一体どの辺を、もう少し親切にね、どの町民がね、もし誰かこのインターネット見てる人あるかわかりませんがね、そんな答弁で町民納得しますか。総合支所にしたって現在の、これは建てる必要があるんです。どんなことがあっても。補助がなければ建てる考えは持てないのかどうかですね。もう少し真剣に場所なりそういうものを、それから歌津の総合支所だってそうですよ。何を考えてものを言ってんだがね。わかりますか、聞いているほうはどごさどうね、高台云々っていったってどこ、柘沢さ建てるのか、伊里前さ建てるのか、そのスペースの説明ね、説明一つない。皆注目してんですよ。個人でいえば、これ家だから居宅だ。個

人でいえば一番大事なんですよ。この庁舎はね、そういうような中で真剣にこの庁舎問題についてはね、歌津も本庁舎もね、もう少しわかる範囲で東地区どの辺、わがんで今の段階でね、そういう考えなくてわけわかんねつつうんならそれでもいい。考え今全然考えがないというならそれでもいい。歌津総合支所はどこへね、どこの高台か。高台もどこ、東か西か、どん中さ建てんのかね、皆注目してんです。その庁舎の位置によってね、高台を希望する人も出てくんですから。

公共施設、ついでながらお伺いしますがね、保健センター、歌津の、それら、それからいろいろありますね、公民館、それらを総合的に判断したまちづくり、それを考えてんでしょ、課長は。そういうことを、全然配置、レイアウト、そういうものを全然見てないんですか。成り行きでつくってみて、この辺がいいかしのれない、悪いかしのれない、また地震が来て、今度ひび入った。やっぱりそこら辺はね、総合的に計画を立てて進む必要があると思いますがね、ご答弁をお願いいたします。

太陽光、わかりました。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、まず公共施設の位置の関係でございますけれども、本庁舎につきましては、ちょうど東浜地域の東側でございますので、大体位置的にはベイサイドアリーナの海側の東側近辺を予定してるといった状況でございます。

それと、歌津の総合支所でございますけれども、なかなかまだ現在ではその地点をですね、絞り込むことができないといったのが本音のところでございます。当然山間地を切り開いて、おおむね有効面積、やはり3ヘクタールぐらいは確保する必要があるというふうにございます。当然支所となりますと歌津地区でのへその部分にある程度の整備してですね、どの地点からも便利に行き来でき、なおかつ安全面を確保できると、そういった場所を選定しなければいけないということでございますので、これはもう少し新年度に入りましてですね、何点か絞らなければいけないんですけれども、当然造成費も相当考慮しなければいけないということもありますので、用地取得、造成費、そこら辺の部分をよくよく勘案しながら、最終的な場所をですね、1点に絞ってお示するという形はできませんので、2つ、3つ絞った中で住民にお示ししながら、どの部分が一番よろしいのかなということを議論していければなというふうには考えてございます。

財源のことにつきましては、若干修正ございますので、総務課長から答弁させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほど企画課長、庁舎の建設費について補助がないというような答弁をいたしましたけれども、先月の29日に通知が入りまして、庁舎については震災復興特別交付税の対象にすると、こういった通知でございまして、その基準でございしますが、平米当たり31万1,000円、坪にしますと90万くらいですかね。それから入居職員数、そこに入る職員の1人35.3平米、職員1人当たり35.3平米、そのいずれか大きいほうを認めると、こういった内容でございまして、庁舎については補助対象があるということで、先ほどの答弁を訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 補助対象になるんだということね、私頭に入ってますから、それでね、今そういう質問をしたらね、補助対象ないとか、何やってんの、あんたは。何勉強してんの。総務課長の言うとおりの、そう思いませんか。補助がなければね、恐らくできませんよ、この町では、財政内容から見てもね。そういうふうに補助があるんだから、補助があるんだからアリーナの東側ですか、それらも計画をして、総合的なまちづくりの計画の中に本庁舎にせよ、あるいは総合支所にせよね、やはり位置づけて、そして進むほうがね、町民もそれらを勘案した決定をするんですから。そんなことでね、やはり計画されて進んだほうがいいんじゃないかと。町長、一言あればお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、今お話しありましたように庁舎につきましては、これはもう当然建設をするということでございます。繰り返しの答弁になりますが、東地区ということになります。歌津総合支所につきましては、今話しありましたように町民の方々、さまざまな団体の方々といろいろ協議をしてる状況でございまして、明確にこの場所ということになるとちょっと時間をいただきたいというふうに思いますが、ひとつよろしくその節にはお願いしたいと思います。（「終わります」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。

お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明19日午後1時30分より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会す

ることとし、明19日午後1時30分より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時49分 閉会